



Nikkei Seniors
Health Care &
Housing Society

Japanese Canadian Survivors Health & Wellness Fund

日系カナダ人高齢者の皆様

1942年から1949年の間、強制収容、強制退去、強制移住を経験された日系カナダ人の方々、また、その配偶者、家族、介護者の方々にお知らせいたします。

日系カナダ人生存者健康福祉基金 (Japanese Canadian Survivors Health & Wellness Fund) は、現在進行中の BC 補償 (BC Redress) プロセスの一環として提供される、BC 州政府からの最初の助成金です。強制収容を経験された、日系カナダ人高齢者の健康及びウェルネスの助成を目的としています。

第 1 回の日系コミュニティ・アウトリーチ活動及び、Takashi Ohki 氏による調査を通じて、多くの生存者の方々、特に、現在既存する支援団体からのサポートを受けられていない方々に対する、支援の必要性が明らかになりました。

この基金の目標は、できるだけ多くの高齢者の方々に、支援をお届けすることです。750 ドルという金額は、健康及びウェルネスに関わる問題を解消するには、不十分であることを理解しております。ただし、まずは第 1 段階と考えていますので、ぜひお申し込みください。

申請手続きに関してお手伝いが必要な場合は、ご遠慮なくプロジェクト事務局まで、お電話 (250-797-6300) または、E メール (eikoeby@nikkeishc.com) にてお問い合わせください。

お申込みは、オンライン (jcwellness.org) で、もしくは、同封の申請書へご記入後、下記住所宛にお送りください:

Japanese Canadian Survivors Health & Wellness Fund
c/o Nikkei Seniors Health Care & Housing Society
100-6680 Southoaks Crescent, Burnaby, B.C. V5E 4N3

皆様のご健康とウェルネスのために、お力になれることを光栄に思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

Eiko Eby

Project Manager, Japanese Canadian Survivors Health & Wellness Fund



Nikkei Seniors
Health Care &
Housing Society

Japanese Canadian Survivors Health & Wellness Fund

十分な行政支援を受けられていない方々への助成金情報

対象となる方

- 現時点での資金は限られているため、今回の助成金は、**日系カナダ人生存者で、現在、十分な行政支援を受けられていない方のみ**が対象となります。
- 「生存者」とは、以下の方々を指します：
 - 1942年から1949年4月1日までの間に、BC州政府の措置により強制退去を余儀なくされた日系人で、現在カナダに居住されている方。
 - 強制退去は免れたが、上記期間中にBC州に居住されていた方、また、政府の措置によりBC州を離れたご家族の元に、上記期間中に生まれた方を含みます。
- 「十分な行政支援を受けられていない」とは、以下の状態を指します。
 - 以下の理由(複数を含む)により、現在、健康及びウェルネスに関わる十分な行政支援を受けられていない：
 - 生活機能の低下。健康状態の悪化、また、日常生活(入浴、着替え、調理/食事、服薬の管理、家事、車の運転、買い物など)での活動に介助が必要な状態も含みます。
 - 財政的に困難である。
 - 地域の支援団体や支援グループなどとのつながりがない、あるいはつながることができなくなった。
 - 遠隔地に住んでいる。
 - 日系カナダ人生存者がほとんどいない地域に住んでいる。
- 今回、十分な行政支援を受けられていない生存者、またはその代理人は、お一人につき1件、最大750ドルの助成金を申請することができます。
- 応募数や提供可能な資金の都合により、応募された助成金の一部しか支給されない場合があります。あらかじめご了承ください。上記の「十分な行政支援を受けられていない」条件を、より多く満たす応募者からの申請を優先させていただきます。
- 申請書には、1942年から1949年4月1日までの期間に居住されていた場所(Steveston、Kaslo、Midwayなど)の記載が必要となります。